

(続 東田りん、端無常三郎)

そのほこりになります心がござりましたら、心どうりのごしうでござりますから、天の理で人様から、わがみの心のあうようなことを、もうさしてくださらず、むりなこともうしなされましたり、しなされますような、ゑらい人や、かしこいや、しんしようのよき人さま、みうへの人さまのまへでわ、ようもうさして頂きませゑでも、かげでなりとも、わるくちをもうさし」(37オ)

て頂きましたり、きれことばともうさして頂きます心がござりましたら、はらだちともうさして頂きますほこりになると、御神様よりおふせくだされますのでござります。

よくのほこり

人様にまんぞくをして頂き、よろこんで頂きますように、さして頂きましたり、ものをもろふて頂きますよふに、さして頂きますこ」(37ウ)

とに、おもいを、きらして頂きませねばなりませんのに、それにわがみわがこ、わがうちに、ものをためさして頂きますことに、なんぼうでもと、きりのない、たんのうのようさして頂きません心がござりましたら、よくともうさして頂きます。くちさきや、そろばんや、ふでさきで、人さまのものをわがみのためにつけさして頂き、もののにじゆ、ねぎりをさして頂き、男や女でも」(38オ)

二人もつてくらさして頂きます心がござりますれば、ごうよくともうさして頂きますほこりになりますと、御神様よりおふせくだされますのでござります。そのほこりになります心がござりましたら、心どうりのごしうでござりますから、天の理で人さまから、たんのうさして頂き、おもいをきらして頂きますよふにくださらず、あたゑて頂き」(38ウ)

ました、よろづのものわなないように、きれてしまい、おやこ、けうだい、ふうへにかぎらず、人さまに、おとこをとられましたり、女をとられましたりいたしましたときに、たんのうをさして頂き、ようおもいをきらして頂きません心がござりましたら、よくともうさして頂きますほこりになりますと、御神様よりおふせくだされますので」(39オ) ござります。

こうまんのほこり

あほな人、びんぼうな人、ちからのない人、わるい人様にでも、ほめさして頂きまして、ひかりをでるようさして頂きませねばなりませんのに、それにわがみゑらいと、もうさして頂きます心がござりますと、あほうな人、びんぼうな人、ちからのない人、わるい人さまの」(39ウ)

ことを、ありとあられんことをもうさして頂き、人様をくづにさして頂きます心がござりますれば、こうまともうさして頂きますほこりになると、御神様よりおふせくだされますのでござります。そのほこりになります心がござりますれば、心どうりのごしうでござりますから、天の理で人様からひかりのでるようさしてくださらず、く」(40オ)

づになりますように、もうしなされましたり、しなされましたときに、わたしも、あれだけしんしようがありましたら、もう

ちいとしたことさして頂きますのに、あれだけのちからや、ちゑやありましたら、もうちいとあんじようもさして頂きますのにと、もうさして頂きまして、人さまをくづにさして頂きますような心がござりましたら」(40ウ)

こうまともうさして頂きますほこりになると、御神様よりおふせくだされますのでござります。

この八つのほこりが、にちへねんへにつもりかさなりますれば、てんのがそふて頂きませんようになりますと、ふじさいなんわしよなん、やみわづらいわだなんと御神様より、おふせくださ」(41オ)

るのでござります。

おわり

裏表紙

明治四拾四年七月二十日新調

奈良県山辺郡丹波市町

大字仁興

東田りん持

次に、端無常三郎の手記本(表題はないが、中表紙に「神道天理教導職 端無常三郎」と記される)を紹介する。この文書は、飛鳥分教会(三重県熊野市飛鳥町小阪、南紀大教会)に所蔵されていた。筆者の端無常三郎については、すでに「明治期におけるみかぐらうた解釈本」(『天研』第6号所収)、「病のさとし考(上)」(『天研』第10号所収)において触れているが、改めて紹介しておこう。

端無常三郎は、現熊野市飛鳥町小阪の出身で「論しの端無」といわれたほど、おさとしに秀でていたと伝えられる。後に有井分教会2代会長に就任している。南紀支教会役員でもある。この文書は、平成になって、飛鳥町小阪の端無家で発見され、飛鳥分教会に届けられたものである。端無家(仁右衛門)は明治25年に神式に改めている。縦15.3cm、横11.1cm。青10行罫紙。袋綴じ。裏表紙の見返りに「三重縣紀伊ノ国南牟婁郡飛鳥村大字□□□ 端無常三郎 明治廿九年正月大吉日」と記される。文字が読みにくいので、どこまで翻刻できたか。意味不明のところもあり、若干、問題を残すかもしれない。(句読点筆者。□は判読不能、及び欠損部。〈 〉内は筆者補注)

神道天理教導職

端無常三郎 印」(中表紙)

愛名三

愛知縣三河国幡豆郡」(中表紙裏)

だい一ちに、□□のきそくを、よくまもり、をやのことバにしたかて〈従つて〉、人をあわれミ、しいよじき〈正直〉にして、かぎよ〈家業〉、べんきよふするよに、又あくのものにハ、とをずいて、ぜんの人にハ、ちかずいて、ものにべんきよをする人ハ、ほめられて、ふじゆふなくて、とくをゑて、たあとめられ〈尊められ〉、よろこびをゑる、しやうじきで」(1オ)

め下のものを、あはれみ、親こゝしんぼをするき、なに事とも、いんねんことと、あきらめてしんぼする木に、はながさくとゆう事て、ござります。そこでふうへたがいに、あいぎよ〈愛嬌〉

して、しようしき、しんぼうするきにわ、かね〈金〉がなるでござります」(1ウ)

をよそ、このよに、うまれてハ、きせんひんふ〈貴賤貧富〉フハ、をしなべて、むびよ、ながいき、せにかねを、たれしもねかふ事なれど、びよふしん、わがしに〈若死に〉、びんぼふを、いやでもするのハ、をにゆふへぞ、ぜんせ〈前世〉で、わがみが、なしをきし、あととりむすこに、しなれたり、いつしよふ〈一生〉びんぼふなされたり」(2オ)

ぜんせのたねがはゑしなり、にうせきとゆう、あくにんわ、をくの人を、ころせしも、たれしも、わがみをかゑりみよ、いまのわがみのくたく〈苦と楽〉わ、せんせに、うゑとしたねならば、いまなすわざの、よしあしを、わるたねうゑぬ、ようじんハ、いつわりい、ゆふわぬに、しくハなし」(2ウ)

もしも、ひとめをかざるとて、くちところろが、ちごたなら、はやくころあらためよ、あくしをかくして、みをさめよ、ひとめをかざりて、すますとも。かみと、ぼとけと、ころろとに、とわれて、いかこたゑべき、このしんこく〈神国〉にうまれてわ、わけて、しよじきだいいちに」(3オ)

かげとひなた〈陰と日向〉のなきよに、たゞなにごとも、しよじきのこうべに、かみわやどるとや。さあらハ、あへていならずも、かみやぼとけにまもられて、むびよふながいき、あんをんに、しそんぱんしよふ〈子孫繁昌〉、ふくとくのたねまくよふに、ころせよ、いんぐわの、とりをしんすれば」(3ウ)

わがみのうへも、人のみも、かみにうつつしてみるように、このよで銭金もつ人わ、ぜんせの、ねのはゆふるなり、ぜんせで、よひたねまかさされハ、さんぜんせかいをながむれハ、みなめのまへに、をそきはやきハあるとても、ぜんあく、いんぐわハ、うこきなく、りこうてふきになるならハ」(4オ)

どんな人わみひんか、どんなひとにもふぎあり、りこうな人も、ひんをする、びんぼて、こともたんとある、ふうきてこどものないもあり、いづれも、せんせのたねしだい、がまんや、ちからや、ぜにかねや、せんあくふたつに、まくたねハ、なすぜんごんハ、すこしても」(4ウ)

をふくさいわいうける事で、ふくとく、ゑんまん、かざりなし。そのぼとこしするときに、くれるとハカリをもふなよ、かりものかへす、とをもうべし。くれるとも、もらふいんねんそ、さかんにくらす、そのうちに、どう〈堂〉てら〈寺〉みや〈宮〉へきふうすれハ、びんぼうになりでも、なハのこる」(5オ)

きんぐ、でんばた、さんりんを、いかほどたくわゑをくとても、をとろへぬれハ、ひとのもの。

かなりにくらす、そのうちに、なるだけ、ほとこしするかよし、よくにわ、かざりのないものであれば、あるをとたらぬもの、このわけつねに、とがあれたり、しそんのためを、おもうなら」(5ウ)

人をたをさす、ほとこせよ、むりしてためたる、きんせんハ、ひとのうらみが、かゝるゆふへ、かへりて、しそんのあだ〈仇〉となる。ますや、はかりや、そろばんや、ふでのさぎにて、むりをせば、てんとうわ、ゆふるさぬゆふゑに、せかいなかめて、つしめよ、しんだいふきでも□なくして」(6オ)

うそほど人のきす〈傷〉わなし、なりハわるても、びんぼでも、しよじきほどのたからなし、たかきひくきても、たゞ人ハみいより、たゞころ、しいよしきにとる人ハ、なに事も人とより、じいふんハ、ひたとなり、しもたるものに、つしめよ、ぜにかねありて、かすひと」(6ウ)

あまり、くわんふん〈過分〉の、りをとる為、もの事ひとう〈非道〉をする人ハ、いきてのうちハ、すむけれど、しにきれハ、あとハ水やとりしいぬれば、がきや、ちくしよや、しゆふらや、しいごくや、あとハ、やしきハ、くさ木がいゑしげ、たとへ、くさ木ハはゑずとも、ひどうわ、しそんのすゑまでも」(7オ)

親のひとうが、こにむくうそ、ためしはせけん、ほしほども」(7ウ)

勧善懲悪を軸に、金銭にこだわらず、正直に生きることの大事さが説かれている。おそらく教導職としての一般向けの話であろう。

白紙(8オ～8ウ)

次は三條の教憲を語りだしにして、天理教の話が説かれる。このてんりきよくわゑともふすわ、ちよときげバ、あやしよふに、をもちなされる人も、ござりまあしよが、とくへ、をきくたされたなら、をわかりになりまするが、すなわち、このてんりきよくわゑの、みなかみ、ほうきよしゆふじん〈奉教主神〉ともふしまするわ、ごぞんじのとふり」(9オ)

わが国に、をかきとめなされてあるところの、ふるいしよもつ二も、ござりまする、てんじんじいだいの、大神様を、十はしらをまつり、てんり大神と、はいをするのであります。そこで、このてんりきよくわゑの、ごにんか〈御認可〉とゆふものわ、ないむだいじん〈内務大臣〉山がたありとも様の、ごにんかの、だいいる」(9ウ)

しよにわ、いしんのだいで〈維新の大道〉をこうちよ〈公聴〉し、こくこゆふの、ほんきよをうないに、せんよ〈宣揚〉するをもつて、もくてきとすう。

第二しよにハ、きゆふちゆふ〈宮中〉しよさいの、しんれをほうたいし、ことに、あめのみなかぬしの神、たかみむすびの神、かんみむすびの神、いざなぎの神、いざなみの神」(10オ)

あまてらすをみ神、すさのをの神、すめみまこの神、大くにぬしの神、あまつ神、やをよろずの神を、ほさいす。

第三條ハ、きよくわい、こうしやを、かいせつするときわ、てんじんじぎのうち、そのそうけするところの、しんぎをひよめがつしむる。」(11ウ)

第四條ニハ、けいしんあいこくのむねを、たいすべき事、てんりじんどもを、あきらかにすべき事、こうじよをほうたいし、ちよしやを、ぢゆふんしせしむべき事、このごにんかを、いたゞいてをる教会じやによつて、しつにあやし事わこざりません。そこで、このをしゑともうしまするわ」(12オ)

さきほど、もうしたをみ親様より、をくだしになされたる、みことのりのけいしん、あいこくにもたれて、をはなしをいたあしまするのでござります。そこで人げんとゆふわ、ぱんもつのれいなれども、わがものとゆふわ、すこしもこざりませぬ。あたまのつもりから、あし」(12ウ)